

暴力防止プログラム (児童虐待防止版)

暴力防止プログラム(児童虐待防止版)の試行の実施について

児童相談所への児童虐待相談対応件数が平成28年度に12万件を超え、虐待により年間約80人もの子供の命が失われている現状に鑑み、平成30年7月20日に「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が閣議決定された。

保護観察所においても、「関係機関と連携しつつ、適切な指導や支援に取り組む」とこととされており、児童虐待により保護観察となった者の再犯防止を図ることが急務となっていることから、児童虐待加害者に特化した暴力防止プログラムを作成し、内容の適正化を測るため、一定期間、試行的に実施するものである。

受講対象者

特別遵守事項によって受講を義務付けられる者

- ① 保護観察に付される理由となった犯罪事実中に児童虐待防止法第2条第1項第1号(身体的虐待)が含まれる仮釈放者及び保護観察付執行猶予者
- ② ①に該当しない者のうち、従前の暴力防止プログラムの受講が義務付けられる者であり、身体的虐待行為を反復する傾向が認められ、本プログラムによる実施が適切であると認められる者

※保護観察付全部猶予者の場合は、プログラム受講を特別遵守事項に定めることが相当である旨の裁判所の意見が示された者

内容

- ワークブックを用いて、自己の暴力について分析させ、暴力につながりやすい考え方の変容や、暴力の防止に必要な知識のほか、養育態度の振り返り、子供との適切な関わり、子供の発達についての知識の習得を促す。
- 暴力を起こしそうな危機場面での対処法、対人関係の技術、暴力につながらない生活態度を習得させる。
- 対処方法として、子供に対して本当にしたかったことへの気付きや、子供に対して気持ちが伝わりやすい言動等を、ロールプレイなどを通じて体験的に習得させる。
- 保護観察官が個別処遇により、おおむね2週間に1回実施し、受講者とともに個別具体的な再発防止計画を作成する。

ワークブックの課題内容について

課程	学習内容
	暴力をふるうということ
1	事件当時の生活状況を振り返り、事件に至ったきっかけや考え方を整理する。
	子供の気持ち・暴力につながりやすい考え方
2	子供の気持ちを考え、暴力につながりやすい考え方の癖を知り、柔軟な考え方を考える。
	危険信号と対処
3	暴力をふるいそうな場面、身体の状態などを把握させ、危機場面での具体的な対処方法を習得する。
	暴力をふるわないための取組
4	気持ちが伝わりにくい言動や伝わりやすい言動を知り、ロールプレイを通して適切な方法を実践的に学ぶ。
	二度と暴力をふるわないために
5	対処方法を整理し、二度と暴力をふるわないための具体的な再発防止計画を立てる。